

(仮称) 西条市東部給食センター
整備・運営事業

特定事業の選定

令和5年1月13日

西条市

愛媛県西条市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、（仮称）西条市東部給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和5年1月13日

西条市長 玉井 敏久

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業名	1
(2)	事業に供される公共施設等の名称	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業の目的	1
(5)	事業範囲	1
(6)	事業方式	1
(7)	業務期間	1
2	事業の評価	1
(1)	定量的評価	2
(2)	定性的評価	3
(3)	総合的評価	3

1 事業概要

(1) 事業名

(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の名称

(仮称) 西条市東部給食センター (外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。)

(3) 公共施設等の管理者の名称

西条市長 玉井 敏久

(4) 事業の目的

市の学校給食は、「西条市学校給食基本構想」及び「西条市学校給食施設整備基本計画」を踏まえ、市内27カ所の調理場を段階的に集約して、2カ所の給食センターへ統合を行うこととしている。

本事業は、その内の1カ所である(仮称)西条市東部給食センターの整備・運営について、PFI法に基づき実施するものであり、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、西条市学校給食基本方針に掲げる安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供を行うことを目的とする。

(5) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業範囲は次のとおりであるが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

- ア 施設整備業務
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務
- エ 運営業務

(6) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

(7) 事業期間

- ア 施設整備期間 事業契約締結日から令和7年3月(約20か月)
- イ 開業準備期間 令和7年4月から令和7年8月(約5か月)
- ウ 運営期間 令和7年9月から令和22年8月(約15年)

2 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成30

年 10 月 23 日閣議決定) に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担見込額による定量的評価及び P F I 事業として実施することの定性的評価を踏まえた総合的評価を行った。

(1) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合と P F I 方式により実施した場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較することで評価を行った。

ア 前提条件

市の財政負担額の比較にあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、プロポーザル参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備業務に係る費用 ②開業準備業務に係る費用 ③維持管理業務に係る費用 ④運営業務に係る費用	①サービス対価(施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る費用、並びに事業者が本事業の実施に要する諸費用) ②アドバイザリー費 ③モニタリング費
共通の条件	①事業期間 17 年(施設整備期間 1 年 8 か月、開業準備期間 5 か月、運営期間 15 年) ②敷地面積 約 8,158 m ² ③供給能力 4,500 食/日 ④割引率 0.785%	
資金調達に関する事項	①交付金 ②起債 ・合併特例債 起債充当率 95% 償還年数 20 年 ③一般財源	①交付金 ②起債 ・合併特例債 起債充当率 95% 償還年数 20 年 ③資本金 ④一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定した。	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

イ 市の財政負担額の算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、P F I方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が3.0%程度削減することが見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業をP F I方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

本件整備・運營業務を一括して民間事業者に委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が期待できる。

イ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

(3) 総合的評価

本事業をP F I方式により実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して3.0%程度の削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を確実に実現する上でも、民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をP F I方式により実施することが適当であると認められるため、ここにP F I法第7条に基づく特定事業として選定する。